

## 生駒市と近鉄グループホールディングス株式会社との包括連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と近鉄グループホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと相互に協力してそれぞれが抱える課題の解消に取り組み、沿線価値の向上及び持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

#### （1）拠点形成に関すること

- ・学研北生駒駅周辺のまちづくり
- ・生駒駅周辺のまちづくり
- ・東生駒駅周辺のまちづくり
- ・南生駒駅周辺のまちづくり

#### （2）学研高山地区のまちづくりの事業化推進に関すること

#### （3）地域活性化の実現に関すること

- ・住宅施策（ニュータウンの再生・再編など）
- ・近鉄百貨店生駒店のタウンセンター化

#### （4）生駒山の観光に関すること

#### （5）2025年大阪・関西万博に関すること

#### （6）その他、目的の達成に寄与と思われる事項に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な連携・協力内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。なお、乙は、乙のグループ会社とともに連携・協力を行うことができる。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議し合意の上、必要な変更を書面により行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者（乙のグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前に両者協議の上で有効期間を3年間を限度に延長できるものとし、以降も同様に延長できるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年9月1日